

# 重要 必ずご確認ください

## 令和4年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験における 新型コロナウイルス感染症に関する注意事項

**以下に1つでも当てはまる場合は受験をご遠慮ください。**

- ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者として療養期間中
- ・ 試験当日に37.5度以上の発熱がある
- ・ 「健康チェック票」で当てはまる症状がある

**また、令和4年10月4日（試験当日5日前）以降、陽性者と接触があった方で以下（濃厚接触者の定義※1）に1つでも当てはまる場合も受験をご遠慮ください。※2**

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触があった場合
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた場合
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い場合
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった場合

※1 保健所が濃厚接触者を特定する場合は、これらの定義を参考に総合的に判断します。

※2 ただし、最終接触日（0日目）から2日目及び3日目に検査キット※3により陰性（－）が確認された場合は受験可能です。〔可能な例：10月6日が最終接触で、8日及び9日の試験開始前に陰性を確認〕

※3 検査キットは「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示されているものを使用してください。

なお、上記に当てはまったことで受験を取りやめる場合は、受験手数料を返還しますので島根県ホームページの介護支援専門員実務研修受講試験のページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigozinnzaikakuho/caremana/shiken.html>）をご確認の上、手続きを行ってください。

また、風邪症状等がありながら来場されることで、他の受験者への影響が考えられる際には、試験の途中であってもお帰りいただく場合があります。この場合、受験手数料の返還ができないことがありますのであらかじめご了承ください。

（試験担当）島根県健康福祉部高齢者福祉課 TEL：0852-22-5204